日調連発第１４６号
平成２５年８月２２日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法
に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報の特例等に関する
省令の公布について（通知）

標記省令が本月 15 日に公布されましたので、官報の写しをもって通知します。

○法務省令第二十号

大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）の施行に伴い、並びに不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百三十一条第二項第五号及び第百五十条の規定に基づき、大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報の特例等に関する省令を次のように定める。

平成二十五年八月十五日

法務大臣　谷垣　禎一

大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報の特例等に関する省令

（大規模災害からの復興に関する法律に係る筆界特定申請情報の特例等）

第一条　筆界特定（不動産登記法第百二十三条第二号に規定する筆界特定をいう。以下同じ。）の申請人が大規模災害からの復興に関する法律第三十六条第一項の規定に基づいて筆界特定の申請をする者であるときは、不動産登記法第百三十一条第二項第五号の法務省令で定める事項は、不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百七条第二項各号に掲げるもののほか、申請人が大規模災害からの復興に関する法律第三十六条第一項の規定に基づいて申請をする者である旨とする。

第二条　前条に規定する場合においては、不動産登記規則第二百九条第一項各号に掲げるもののほか、次に掲げる情報を法務局又は地方法務局に提供しなければならない。

一　申請人が復興整備事業（大規模災害からの復興に関する法律第三十六条第一項に規定する復興整備事業をいう。次号において同じ。）の実施主体であることを証する情報

二　対象土地（不動産登記法第百二十三条第三号に規定する対象土地をいう。以下同じ。）の全部又は一部が復興整備事業の実施区域として定められた土地の区域内に所在することを証する情報

三　対象土地の所有権登記名義人等（不動産登記法第百二十三条第五号に規定する所有権登記名義人等をいう。以下同じ。）の承諾を証する当該所有権登記名義人等が作成した情報（対象土地の所有権登記名義人等のうちにその所在が判明しない者がある場合にあっては、その者についてはその所在が判明しないことを証する申請人が作成した情報）

2　前項第三号に規定する情報を記載した書面には、その作成者が署名し、又は記名押印しなければならない。

（東日本大震災復興特別区域法に係る筆界特定申請情報の特例等）

第三条　前二条の規定は、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第七十三条第一項の規定により同項に規定する復興整備事業の実施主体が申請する筆界特定の手続について準用する。この場合において、第一条及び第二条第一項第一号中「大規模災害からの復興に関する法律第三十六条第一項」とあるのは「東日本大震災復興特別区域法第七十三条第一項」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、大規模災害からの復興に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年八月二十日）から施行する。

（不動産登記規則の一部改正）

第二条　不動産登記規則の一部を次のように改正する。

第五十条第一項及び第二項中「（第二百十一条第七項において準用する場合を含む。）」を削る。

第二百七条第二項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第四項中「第六号及び第七号」を「第五号及び第六号」に改める。

第二百九条第一項第七号を削る。

第二百十一条中第七項を削り、第八項を第七項とする。

第二百十三条第一項ただし書中「第二百十一条第七項の規定により令第十九条第二項の規定が準用される場合における同項又は当該場合におけるこの省令第五十条第二項において準用する第四十八条第一項第三号の印鑑に関する証明書及び」を削る。

（筆界特定申請手数料規則の一部改正）

第三条　筆界特定申請手数料規則（平成十七年法務省令第百五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第百三十一条第一項」の下に「、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第七十三条第一項又は大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第三十六条第一項」を加える。

（経過措置）

第四条　この省令の施行前に附則第二条の規定による改正前の不動産登記規則（以下「旧規則」という。）第二百七条第二項第五号の規定に基づき明らかにされた事項又は旧規則第二百九条第一項第七号の規定に基づき提供された情報は、第三条において読み替えて準用する第一条又は第二条の規定に基づき明らかにされた事項又は提供された情報とみなす。

2　この省令の施行前に旧規則第二百十一条第七項の規定により不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第十九条第二項の規定が準用される場合における同項又は当該場合における旧規則第五十条第二項において準用する旧規則第四十八条第一項第三号の規定に基づき提供された印鑑に関する証明書については、旧規則第二百十三条第一項ただし書の規定は、なおその効力を有する。